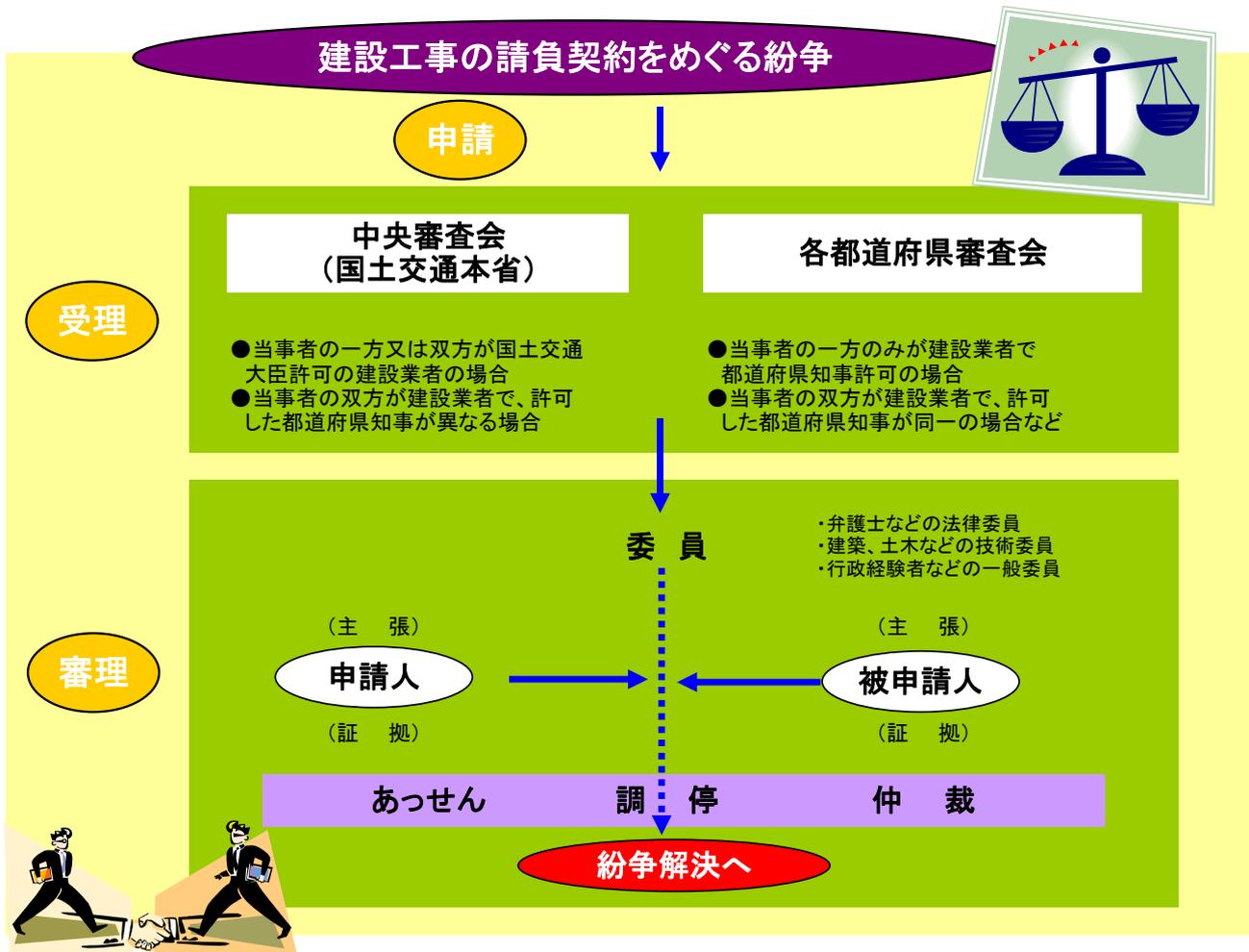


問 21

建設工事紛争審査会とは

建設工事紛争審査会は、工事に雨漏りなどの欠陥(瑕疵)があるのに補修してくれない、工事代金を支払ってもらえないといった建設工事の請負契約を巡る紛争の解決を図る機関で、中央(国土交通本省)と各都道府県に置かれています。(建設業法第25条)



建設工事紛争審査会事務局の住所・電話番号一覧(関東地方整備局管内関係分)

審査会名	担当部局	住所	電話番号
中央	国土交通省 総合政策局 建設業課 紛争調整官室	〒100-8918 千代田区霞ヶ関2-1-3	03-5253-8111
茨城県	土木部 監理課 建設業担当	〒310-8555 水戸市笠原町978-6	029-301-1111
栃木県	土木部 監理課 建設業担当	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2390
群馬県	県土整備局 監理課 建設業グループ	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	027-226-3520
埼玉県	県土整備部 県土整備総務課 訟務担当	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111
千葉県	県土整備部 建設・不動産業課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-3108
東京都	都市整備局 市街地建築部 調整課 建設工事紛争調整担当	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	03-5321-1111
神奈川県	県土整備部 建設業課 調査指導班	〒231-8588 横浜市中区日本大通1	045-210-1111
山梨県	土木部 土木総務課 建設業担当	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055-223-1843
長野県	土木部 監理課 建設業ユニット	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7293

(平成22年3月31日現在)

(注)①審査会は、建設業者を指導監督したり技術的な鑑定を行う機関ではありません。
②不動産の売買に関する紛争、専ら設計に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係のない元請・孫請間の紛争などは取り扱うことができません。